

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により申請を行った離島等供給特例承認申請書（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入し、別表（燃料費調整）2 に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日 までの期間		2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合				
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯				
10 ワットまでの 1 灯につき	27.19	2.47	13.59	1.24
10 ワットをこえ 20 ワットま での 1 灯につき	54.38	4.94	27.19	2.47
20 ワットをこえ 40 ワットま での 1 灯につき	108.75	9.89	54.38	4.94
40 ワットをこえ 60 ワットま での 1 灯につき	163.13	14.83	81.56	7.41

区分および単位	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日 までの期間		2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
60 ワットをこえ 100 ワット までの 1 灯につき	271.88	24.72	135.94	12.36
100 ワットをこえる 1 灯につ き 100 ワットまでごとに	271.88	24.72	135.94	12.36
小型機器料金				
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81.21	7.38	40.60	3.69
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162.41	14.76	81.21	7.38
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトア ンペアまでごとに	162.41	14.76	81.21	7.38
(ロ) 臨時電灯 A				
1 日につき				
総容量が 50 ボルトアンペア までの場合	2.19	0.20	1.10	0.10
総容量が 50 ボルトアンペア をこえ 100 ボルトアンペアま での場合	4.38	0.40	2.19	0.20
総容量が 100 ボルトアンペア をこえ 500 ボルトアンペアま での場合 100 ボルトアンペア までごとに	4.38	0.40	2.19	0.20
総容量が 500 ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	43.82	3.98	21.91	1.99

区分および単位	2023年1月の検針日から 2023年9月の検針日の前 日までの期間		2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43.82	3.98	21.91	1.99
(ハ) 臨時電力				
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23.03	2.09	11.52	1.05
契約電力1キロワット1日につき	46.05	4.19	23.03	2.09
(ニ) 農事用電力B				
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	41.45	3.77	20.73	1.88
契約電力1キロワット1日につき	82.89	7.54	41.45	3.77
(ホ) 深夜電力A				
1契約につき	700.00	63.64	350.00	31.82
ロ 従量制供給の場合				
1キロワット時につき				
離島約款 [低圧] にもとづき電気の供給を受ける場合	7.00	0.64	3.50	0.32
離島約款 [高圧] にもとづき電気の供給を受ける場合	3.50	0.32	1.80	0.16

(2) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	
	円	銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.624	0.057
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.247	0.113
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2.495	0.227
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3.742	0.340
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6.238	0.567
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6.238	0.567
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1.863	0.169
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3.726	0.339
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3.726	0.339
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.051	0.005
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.100	0.009
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.100	0.009
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.005	0.091
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1.005	0.091
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.057	0.096
(ニ) 農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.902	0.173
(ホ) 深夜電力 A		
1 契約につき	16.060	1.460

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき		
離島約款 [低圧] にもとづき電気の供給を受ける場合	0.161	0.015
離島約款 [高圧] にもとづき電気の供給を受ける場合	0.152	0.014